

ふるさと蒲郡応援寄附金「返礼品」提供事業者募集要項

1 概要と目的

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と「蒲郡市」の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた方へ進呈する返礼品の提供に協力していただける事業者を募集します。

2 提供事業者のメリット

(1) 事業者名や商品名等をPR

ポータルサイト等による情報発信により、企業PRや商品PRをすることができます。

(2) 自社商品の販売促進

返礼品と共に自社商品のパンフレット等を同封していただくことで、自社商品の販売促進やPRを図ることができます。

3 対象となる事業者

(1) 寄附者へ進呈する返礼品を送付することができる事業者で、かつ次に掲げる条件のいずれかに該当する事業者とします。

ア 蒲郡市観光協会が認定したお土産推奨品又は蒲郡の名産品（蒲郡みかん、蒲郡温室みかん、えびせんべい、アカザエビ、三河湾のあさり及び三河木綿等）を提供する事業者

イ 前項に当てはまらない事業者のうち、蒲郡市内に事業所の本店又は支店、工場等を有する又は蒲郡市内で生産等された商品を提供する事業者（個人も含む。）

(2) 次に掲げる条件に該当する法人又は個人は、提供事業者となることができません。また、該当することが判明した場合、提供事業者としての資格を喪失したものとします。

ア 本事業を円滑に遂行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 直近3か年において、市税を滞納している者

ウ 事業者申込書提出時点において、蒲郡市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの開始申し立てをしているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てをしている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団及びその他利益となる活動を行うもの並びに蒲郡市暴力団排除条例(平成24年蒲郡市条例第20号)第6条第1項に該当する場合

カ その他市が提供事業者として適当でないとした場合や、返礼品として適当でないとした場合は、参加できないことがあります。

4 対象とする返礼品

(1) 蒲郡市の特産品・農産物等の地域活性化につながる商品であり、以下の項目のいずれかに該当するもの

ア 蒲郡の魅力を発信でき、また感じることができるもの

イ 蒲郡にゆかりのあるもの

ウ 蒲郡に足を運んでいただけるもの

エ その他市が認めるもの

(例)

- ・ 蒲郡らしさを感じられる特産品、農産物、土産品
- ・ 今後、蒲郡の特産品としてPRできる可能性のある商品
- ・ 蒲郡で企画・デザイン又は作られている商品等
- ・ 蒲郡市内の施設入場券・入館券

(2) (1)以外の条件

ア 市内で生産されたもの又は市内で提供されるサービスであることその他総務省の通知及び見解等において、ふるさと納税制度の返礼品としてふさわしいものであること。(換金性の高いもの、資産価値の高いものは不可)

イ 原則、受注後速やかに郵送、宅配便等で発送できるものとしてください。

食品については、到着後5日程度の消費期限が保証されているものとしてください。

ウ 返礼品は、「単品」「詰め合わせ」どちらでも可能です。

エ 1事業者について同時に返礼品として掲載できる数は、30品までとします。

オ 提供数は、予算の範囲内とするため、市がその数量をあらかじめ設定すること、また期間中に返礼品の提供の受け入れを停止することがあります。

(3) 価格等について

ア 返礼品の市への提供価格(返礼品の見込送料と消費税を含む。)を市が負担します。

イ 寄附金額は5千円以上とし、次の基準により市が設定します。

(ア) 提供価格から見込送料を差引いた金額が寄附金額の3割以内になるように設定します。

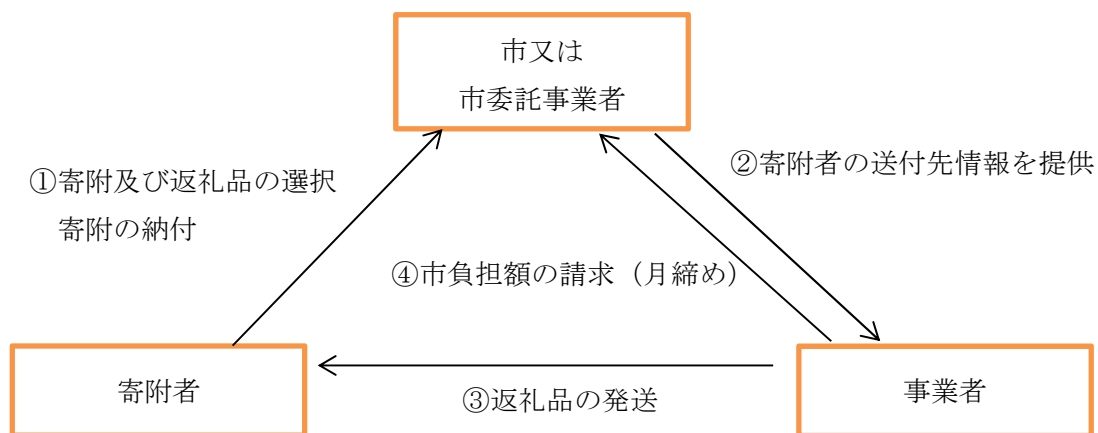
(イ) 見込み送料を含む提供価格及び市がポータルサイト等に支払う経費を合わせた額が寄付金額の5割以内になるように設定します。

(ウ) 食品、消耗品及び体験型返礼品等を除く換金性が高いと考えられる物品についての寄附金額は30万円以内で設定します。

※ 上記要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、選定されないことがあります。

5 事業の流れ

寄附者が市に対して寄附の申し出を行ってから市が事業者に対し返礼品に関する費用をお支払いするまでの流れは次の図のとおりです。



※ 期間中に事業の流れを変更する場合があります。また、返礼品の申込数により、個別の流れをとる場合があります。

6 返礼品の発送

(1) 事業者は、市又は市委託事業者から依頼を受けた日より概ね1週間以内に寄附者に対し返礼品を発送してください。ただし、別途指示のある返礼品についてはその指示に従ってください。

(2) 返礼品については、原則通年で対応できるものとします。ただし、生産量、穫時期の制限により、通年納品できない場合には、申し込み時に提供期間、提供量を明示してください。

(3) 返礼品の発送は、原則事業者が行うこととし、発送日の調整等寄附者と連絡をとる必要が生じる場合の対応も原則事業者が行ってください。

(4) 発送時、市から依頼を受けた文書等を同封のうえ発送してください。

(5) 事業者は、市が指定するふるさと納税管理システム（Webシステム）を使用し、返礼品の配送管理を行ってください。

(6) 請求書作成時には、寄附者番号及び寄附者名を備考欄に記載してください。

7 個人情報の保護

- (1) 事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守しなければなりません。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品送付以外の目的に使用することはできません。ただし、パンフレット等の同封により、寄附者から事業者への商品申し込み等で入手された個人情報は、対象外です。

8 募集期間

随時募集します。

9 申し込み方法

次に掲げる書類をEメール、持参又は郵送にて蒲郡市総務部財務課へ提出してください。

- (1) ふるさと蒲郡応援寄附金「返礼品」提供事業者申込書
- (2) 納税状況確認同意書及び誓約書
- (3) 事業者概要（パンフレット等でも可）
- (4) 返礼品発送時に同封するパンフレットや商品案内等

※(2)(3)は、過去1年以内の申込時に提出している場合は、提出省略可。

10 選定委員会について

提供事業者を選定する委員会（以下「選定委員会」とします。）が、申し込みされた返礼品について、提出された書類を基に、市の返礼品として適切であるかをはじめ、提供価格等について総合的に判断し、選定します（提供事業者の出席は、必要ありません）。

選定された返礼品については、ポータルサイト掲載用の写真やコメント等の提供をお願いします。（選定後、市委託事業者から依頼します。）

11 選定結果の公表について

書面にて結果を通知し、報道機関等への公表を行うことがあります。

12 市委託事業者

●株式会社クロッセンメディア

〒443-0038 蒲郡市拾石町浅岡 1 - 2 9

電 話 0533-68-8882 メール furusato.gamagori@crossen.jp

●株式会社さとふる（ポータルサイト「さとふる」に関する内容）

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

電 話 03-6895-1883

13 その他留意事項

- (1) 積極的に市の P R を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- (2) 事業者は申し込みをした返礼品の変更及び辞退する場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質、送付過程等で事故等の問題が発生した場合及び発生の可能性のある場合は、速やかに市へ報告するものとします。
- (3) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。
- (4) 市は、次に掲げる場合は、その登録を取り消すことがあります。
 - ア 登録された事業者又は返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合
 - イ 返礼品が登録されてから、又は直近の 6 か月間、寄附者から申し込みがない場合
- (5) 市は、申し込み内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消します。
- (6) ポータルサイト等への返礼品の掲載順については、市が決定します。
- (7) 選定後、年度の途中において返礼品の内容（内訳）、提供価格その他の選定結果に影響を及ぼす事項について変更をする際には、ふるさと蒲郡応援寄附金「返礼品」提供事業者変更申込書その他必要な書類を E メール、持参又は郵送にて蒲郡市総務部財務課へ提出してください。提出をいただいた後、その変更内容について選定委員会で協議し、改めて選定の可否を決定します。

14 「ふるさと蒲郡応援寄附金」に関する問い合わせ先

蒲郡市 総務部 財務課 財政担当

〒443-8601 蒲郡市旭町 1 7 番 1 号

電 話 0533-66-1177

メール furusato@city.gamagori.lg.jp